



令和6年度 公益財団法人 亀岡市スポーツ協会

賛助会費のお願いについて

「スポーツに親しみ、スポーツで笑顔、スポーツで元気な亀岡」の実現を！

本協会は、各種大会、教室事業等の開催を通じて、スポーツの普及、推進を図っています。また、選手強化事業による競技力の向上、スポーツ活動を通じた青少年の育成を行うなど、明るく豊かな市民生活の形成に努めているところです。

各種事業の充実を図るため、本協会の目的にご賛同いただける方々に、賛助会員としてご入会いただき、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

賛助 会費

特別会員	一口	5,000円	／年
団体会員	一口	3,000円	／年
個人会員	一口	1,000円	／年

受付 期間

受付期間：令和6年7月1日～令和6年10月末まで

会員期間：ご加入日から翌年加入日前日まで

会費の納入は、事務局へ直接または下記口座にお振込み下さい。

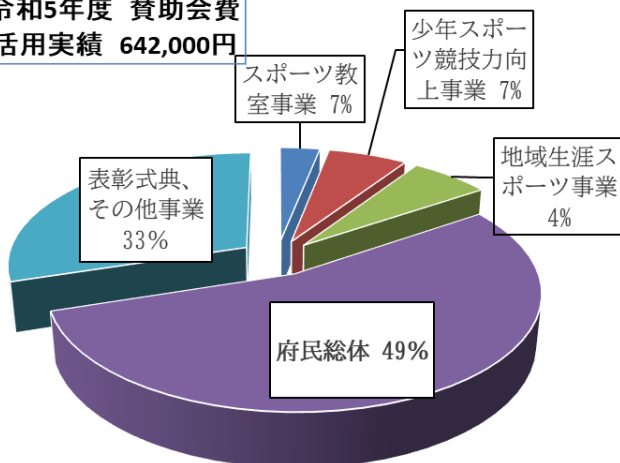
*京都銀行 亀岡支店 普通 0761888

*ゆうちょ銀行 記号 14430-42941721

口座名義：公益財団法人亀岡市スポーツ協会 会長 山下 雅一
フリガナ (ザイ) カメオカスポーツキョウカイ カチョウ ヤマタ マサヒ

尚、振込手数料は、当協会が負担をします。

令和5年度 賛助会費
活用実績 642,000円



寄附金控除のご案内

個人から公益財団法人への寄附金については、一定の要件のもとで優遇措置が受けられます。本協会に賛同をいただき、お支払いいただく賛助会員会費は、税法上、寄附金として扱われ、この優遇措置の対象となります。詳細は下記のとおりです。

《所得控除》

年間所得の40%を控除限度額として、毎年1年間分(1月1日～12月31日)の寄附金総額から2,000円を差し引いた金額を年間所得金額から控除ができます。

公益財団法人 亀岡市スポーツ協会 事務局

〒621-0029 京都府亀岡市曾我部町穴太土淵 33-1 亀岡運動公園体育館内

TEL 0771-24-8385 FAX 0771-25-5254

e-mail: info@kameoka-sports.jp